

看護師特定行為研修

診療を受けられる患者の皆様へ
ー包括同意のお願いー



特定行為研修生(看護師)・特定看護師が行う特定行為について

当センターは、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修施設(協力施設)です。

特定行為とは、医師の判断を待たずに予め定められた手順書により、看護師が診療の補助を行うことです。

当センターでは、特定行為実習施設として実務経験を有する看護師に研修を行っており、その一環として、外来や病棟などにおいて実習で医師の指示を受け、特定の医療行為を実施することがあります。また、研修を修了した特定看護師が特定行為を実施しております。診療の補助を行うことのできる看護師育成のため、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

なお、研修生(看護師)・特定看護師の同席にご同意いただけない場合は、医師・看護師にお申し出ください。ご同意いただけない場合であっても、治療及び看護上の不利益を被ることはありません。患者様の個人情報につきましても、適切に管理致します。

令和5年7月

大阪南医療センター 病院長



独立行政法人 国立病院機構

大阪南医療センター